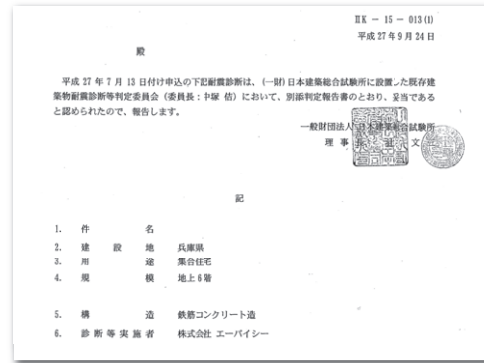


建築構造物の耐震診断および耐震補強検討、また公的な第三者機関による耐震診断評価取得業務

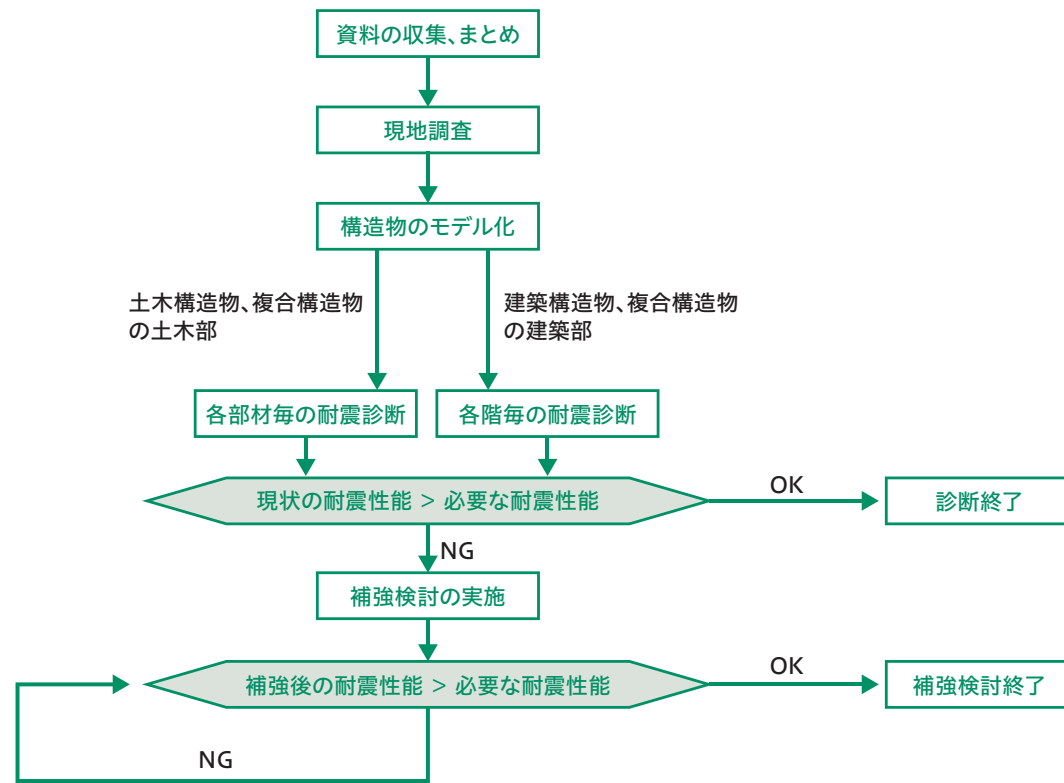
1 診断基準

対象建物が民間建築物・公共建築物の場合は(一財)日本建築防災協会の診断基準、官庁施設の場合は(一財)建築保全センターの診断基準を主に用いています。



第三者機関による耐震診断証明の取得例

2 耐震診断のフローチャート



耐震診断のフローチャート

※このフローチャートはP.23の土木構造物、複合構造物に対する耐震診断のフローチャートを併記しています。

3 耐震補強方法

耐震診断の結果、必要な耐震性能を満足しない場合は、耐震補強を行い耐震性能を向上させます。鉄筋コンクリート建築物に対する耐震補強方法の一例を紹介します。

耐震壁の新設・増設

建築物の強度向上、偏心率・剛性率の改善を行うための補強方法。既存の柱・大梁にあと施工アンカー筋を打設した後、スパイラル筋・壁筋で補強します。



あと施工アンカー筋の打設

スパイラル筋の施工

壁筋の施工

耐震スリット

建築物の靱性向上、偏心率・剛性率の改善を行うための補強方法です。腰壁・垂壁・袖壁に耐震スリットを設けることで柱・大梁の可撓長さを長くします。



鋼板巻き工法

柱・大梁に鋼板を巻くことでせん断耐力を向上させるための補強方法です。



特殊工法

耐震補強の特殊工法として、例えば減築や免震工法があります。減築は、建築物の上階を撤去して建築物の重量を軽量することで下階の耐震性能を向上させる工法です。免震工法についてはP.28をご参照ください。



減築前



減築後